

要求水準書修正内容一覧

■修正内容一覧（令和 6 年 11 月 12 日修正）

No.	頁	項目					項目名	修正前（令和 6 年 9 月 10 日公表時点版）	修正後（赤字：修正箇所）
		第	数	(数)	カナ	(カナ)			
1	34	第 3	2	(3)			建替計画	k) 本事業の実施に合わせて、事業対象地内に東電 P G が設置している水沢変電所の移設を行う予定である。変電所の移設は東電 P G が行うことになるが、電力の切り回しに当たっては東電 P G と協議・調整を行い、円滑な切替に努めること。	k) 本事業の実施に合わせて、事業対象地内に東電 P G が設置している水沢変電所の移設を行う予定である。変電所の移設は東電 P G が行うことになるが、 移設予定地の「ごみ集積所」については、変電所移設工事に先立ち PFI 事業者が移転を完了し、移設予定地の整地を行う。また、 電力の切り回しに当たっては東電 P G と協議・調整を行い、円滑な切替に努めること。
2	42	第 3	3	(1)	オ	(エ)	保管区画	(記載なし)	b) 保管区画の有効高は 3.4m 以上とする。
3	42	第 3	3	(1)	オ	(オ)	冷蔵庫設置区画	(記載なし)	b) 冷蔵庫設置区画の有効高は 3.4m 以上とする。
4	42	第 3	3	(1)	オ	(カ)	加工調製区画	(記載なし)	e) 加工調製区画の有効高は 3.4m 以上とする。
5	85	第 5	7				近隣生活環境への影響調査	騒音、振動、悪臭、公害、粉塵飛散、交通渋滞、電波障害その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響に関する調査は、別途定める「環境影響評価手続業務」において適宜実施する。	騒音、振動、悪臭、 光 害、粉塵飛散、交通渋滞、電波障害その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響に関する調査は、別途定める「環境影響評価手続業務」において適宜実施する。
6	89	第 7	2				基本設計及び実施設計	g) P F I 事業者は、基本設計終了時に近隣住民等を対象にした説明会を開催し、設計内容に関する説明を行う。	h) P F I 事業者は、基本設計終了時に近隣住民等を対象にした説明会を開催し、設計内容に関する説明を行う。
7	89	第 7	2				基本設計及び実施設計	h) P F I 事業者は、場内事業者と適宜協議を行い、調整を図る。	g) P F I 事業者は、 基本設計及び実施設計の着手時に場内事業者を対象とする説明会を開催し、設計に当たっての意見聴取を行う。基本設計着手時は入札時提案を基に、実施設計着手時は基本設計を基に説明を行い、設計内容の調整を図る。
8	108	第 12	2	(10)	ウ		その他	a) 本事業において調達した什器・備品及び帳簿等は、維持管理業務期間終了時に、市が指定する者に引き渡すこと。	a) 本事業において調達した 什器・備品及び 帳簿等は、維持管理業務期間終了時に、市が指定する者に引き渡すこと。